

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 株式会社南洋開発ホールディングス
法人番号： 5170001010290
住 所： 和歌山県日高郡由良町大字里376番地の10
- 指名停止措置期間： 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで(4ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 近畿地方測量部管内
- 事実概要：

株式会社南洋開発ホールディングスは、専任技術者が常勤しているかのように装い、虚偽の内容を記した建設業許可申請書を和歌山県に提出し、建設業許可の更新を受けたとして、代表取締役を含む2人が建設業法違反の疑いで令和5年9月29日に和歌山県警に逮捕された。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社南洋開発ホールディングスの上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)